

瀬戸市公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年12月22日

瀬戸市長 川本雅之

瀬戸市条例第47号

瀬戸市公共用物の管理に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市公共用物の管理に関する条例（平成5年瀬戸市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前				
別表第1（第7条関係）			別表第1（第7条関係）				
種類	単位	占用料	種類	単位	占用料		
電柱、電話柱その他これらに類するものを設置する場合	第1種電柱 <省略> 第1種電話柱 <省略> 他の柱類	1本1年 につき	円 <u>990</u> <省略> <u>880</u> <省略> <u>88</u>	第1種電柱 <省略> 第1種電話柱 <省略> 他の柱類	1本1年 につき	円 <u>950</u> <省略> <u>850</u> <省略> <u>85</u>	
<省略>			<省略>				
水管、水道管、ガス管その他これらに類するものを設置する場合	外径が0.07メートル未満のもの 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの 外径が0.1メートル	長さ1メートル につき	37 53 79	水管、水道管、ガス管その他これらに類するものを設置する場合	外径が0.07メートル未満のもの 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの 外径が0.1メートル	長さ1メートル につき	36 51 77

メートル以上 0. 15メー トル未満のも の		メートル以上 0. 15メー トル未満のも の			
外径が0. 1 5メートル以 上0. 2メー トル未満のも の	<u>110</u>	外径が0. 1 5メートル以 上0. 2メー トル未満のも の	<u>100</u>		
外径が0. 2 メートル以上 0. 3メート ル未満のも の	<u>160</u>	外径が0. 2 メートル以上 0. 3メート ル未満のも の	<u>150</u>		
外径が0. 3 メートル以上 0. 4メート ル未満のも の	<u>210</u>	外径が0. 3 メートル以上 0. 4メート ル未満のも の	<u>200</u>		
外径が0. 4 メートル以上 0. 7メート ル未満のも の	<u>370</u>	外径が0. 4 メートル以上 0. 7メート ル未満のも の	<u>360</u>		
外径が0. 7 メートル以上 1メートル未 満のも の	<u>530</u>	外径が0. 7 メートル以上 1メートル未 満のも の	<u>510</u>		
外径が1メー トル以上のも の	<u>1, 100</u>	外径が1メー トル以上のも の	<u>1, 000</u>		
令第7条第4号に掲げる 工事用施設及び同条第5 号に掲げる工事用材料	占用面積 1平方メー トル1 月につき	占用面積 <u>220</u>	令第7条第4号に掲げる 工事用施設及び同条第5 号に掲げる工事用材料	占用面積 1平方メー トル1 月につき	占用面積 <u>240</u>
その他公用物を占有す る場合	占用面積 1平方メー トル1	占用面積 <u>1, 800</u>	その他公用物を占有す る場合	占用面積 1平方メー トル1	占用面積 <u>1, 700</u>

年につき	年につき
備考 <省略>	備考 <省略>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の別表第 1 の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に徴収する占用料等に適用し、同日前に徴収する占用料等については、なお従前の例による。